

特集
3

賢く選ぶ エネルギー小売事業者と料金メニュー

山川 文子 Yamakawa Ayako エナジーコンシャス代表
消費生活アドバイザー。くらしの省エネ・温暖化防止にかかわる仕事に幅広く従事。著書に『環境にやさしいお買い物』ほか。経済産業省省エネルギー小委員会委員。



2016年4月に電力の小売全面自由化が、2017年4月に都市ガスの小売全面自由化が始まり、消費者はエネルギーを購入する事業者を選択できるようになりました。小売りの登録をする事業者は、電力は630社^{*1}、ガスは73社^{*2}に上り、電力はこのうちの3割程度^{*1}が、ガスは73社のうち29社^{*2}が家庭向けの小売りをしています(予定を含む)。

事業者数の増加とともに、提供される料金メニューも増加し、多様化しました。

料金の割引やキャッシュバック(現金還元)が受けられる(以下、セット割引等)、割引料金でガソリンや軽油の給油ができる、商品と交換できるポイントや割引クーポンがもらえるなど、さまざまです。

特徴のある事業者もみられます。再生可能エネルギーによる発電電力の割合を高くしている、地元の太陽光や小水力発電の電力を供給し、エネルギーの「地産地消」をめざしている、支払われた料金の一部を森林保全団体や地域のスポーツクラブに寄付をするなどです。

多様な料金メニュー

自由化後の電力の料金メニューについてみてみます。自由化前からある一般的な料金メニュー(「従量電灯B」など)では、毎月一定額の基本料金^{*3}と、使用量を基に計算される従量料金で構成されています。従量料金は3段階の単価が設定され、使用量が多いほど高い単価が適用されます。

自由化後の新たなメニューも、同様の構成のものが多いですが、中には、従量料金の単価が1段階のものや、基本料金が0円の完全従量制のものもあります。また、事業者があらかじめ指定した日時に節電に協力すると割引が受けられるものもあります。

電力と一緒に、ガスや通信などを契約すると

選択をする際のポイント

このような多くの料金メニューは、消費者の選択肢を広げる一方で、消費者にとってはその内容や契約条件を正確に理解し、自身の家庭に合ったメニューを選択する必要に迫られることとなります。以下に、選択する際に確認したい主なポイントを5つ整理します。

① 契約条件

- 1) 契約期間
- 2) 契約期間満了後の更新手続き
- 3) 工事が必要な場合に、負担する費用
- 4) 料金の割引やキャッシュバックがある場合に、それらの対象期間や必要な手続き

*1 資源エネルギー庁ウェブサイト「登録電気小売事業者一覧」。2019年12月10日時点。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/

*2 資源エネルギー庁「電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について」(2019年8月29日)家庭向け29社は、越境販売(従来の供給地域以外の地域への販売)を含め新たに一般家庭への供給をする事業者。

*3 電力会社によっては基本料金がなく、最低料金が設定されている。

5) 契約期間内に解約する場合に、解約金、違約金が発生するか
などが挙げられます。

なお、事業者からの電話勧誘や訪問販売によって契約事業者の切り替え(以下、スイッチング)を承諾した場合は、法定の契約書面*⁴を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができることを知っておきましょう。法定の契約書面を受け取っていない場合も、クーリング・オフは可能です。

②セット割引等

先に紹介したセット割引等については、適用される条件、必要な手続き、対象期間の有無、セット販売される一部の商品・サービスを解約した場合に割引等の適用がなくなるのか、などを確認する必要があります。

③料金

消費者にとって、スイッチングをすることでどのくらい料金が安くなるかは大きな関心事であるため、事業者のPRも「お得感」を強調がちです。事業者がウェブサイトやチラシなどで示すスイッチング前後の料金比較の結果は、一定の前提に基づいており、おのこの家庭の場合に必ずしも当てはまりません。また、現在の使用量を基に行われる試算結果も目安であることを理解しておく必要があります。試算をする場合は、1月、8月といった特定の1カ月だけの使用量で行わず、できるだけ1年分(12カ月分)の使用量で行ったほうが試算の精度が上がります。あわせて試算条件も確認しましょう。例えば、再生可能エネルギー発電促進賦課金*⁵

(2019年度分(2019年5月から2020年4月分まで)は1kWh当たり2.95円)や口座振替割引が含まれているかどうかなどです。

④電源構成等

国が定める「電力の小売営業に関する指針」*⁶では、小売りをする電力の電源構成や二酸化炭素排出係数の開示は「望ましい行為」とされています。そのため、すべての事業者が開示しているわけではありませんが、再生可能エネルギーによる発電電力の割合が高いことをセールスポイントにしている事業者などを中心に開示をしています。開示の有無や電源構成等は、事業者のウェブサイトなどで確認できます。

⑤省エネに関する情報提供

消費者と直接接点を持つ小売事業者は、消費者の省エネ行動を促すうえで大きな役割を担っています。国の指針*⁷では、エネルギー供給事業者に対して、毎月のエネルギー使用量の前年同月値、過去1年間のエネルギー使用量・料金を始め、機器の使い方の工夫による省エネ量・削減料金の目安などの情報を、可能な範囲で消費者に提供することを義務づけています。さらに、30万件超の契約件数がある事業者には、自社の情報提供状況を毎年公表する努力義務も課しています。事業者のウェブサイトなどで、これらの情報提供の有無やその内容を確認し、省エネに役立てたいものです。

新しい電力量計「スマートメーター」*⁸による使用量データは、事業者が提供する省エネに関する情報にも活用されています。スマートメーターでは、30分間ごとの使用電力量を遠

*⁴ クーリング・オフに関する事項など、特定商取引法で定められた事項を記載した書面。記載された内容が不十分な場合もクーリング・オフができる。

*⁵ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、電力会社が買取りに要した費用を、電気の利用者が使用量に応じて電気料金の一部として負担する。

*⁶ <https://www.emsc.meti.go.jp/info/guideline/pdf/20181227.pdf>

*⁷ 「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針」

*⁸ 遠隔で検針や使用開始・停止ができ、30分単位で電気の使用量が取得できる電力量計。

隔で収集することができます。このデータを基にした、毎日の時間帯別の電力の使用状況や月ごとの推移をパソコンやスマートフォンで見る、自宅の使用量を同じ地域や世帯人数の家庭と比べるなどが可能です。これらの情報から、例えば、機器を消し忘れて外出した日は普段よりも消費電力量が多いことや、暖房機器を使うとどのぐらい電力を使うかなどが分かり、省エネ行動につながることを期待できます。

「比較サイト」の活用

このような多くの小売事業者、料金メニューがあるなか、インターネット上の「比較サイト」は、利便性の高いツールとして活用できます。多くの比較サイトでは、自宅の郵便番号、世帯人数、現在契約している料金メニュー、現在の電気・ガスの使用量、日中の在宅状況などを入力すると、その地域で小売を行う事業者のメニューが一覧で表示され、各メニューの概要やスイッチング前後の料金比較などができ、サイトを通じてスイッチングを申し込みます。「解約金・違約金なし」「発電手段の割合を公表」などの絞り込み機能があるサイトや、既契約者の「口コミ」を掲載するサイトもあります。

一方で、消費者の利便性の向上や適切な選択の助けになっているとは言い難い比較サイトもあるので注意が必要です。例えば、比較対象とする小売事業者が非常に少ないサイトや、現在の使用量データの入力は求めず、世帯人数や日中の在宅状況などの情報だけで試算を行い、結果の精度が低いサイトがあります。また、スイッチングの申込み先としてリンクされているページが既契約者向けのログインページであるサイトや、誤ったリンクが設定されていることもあります。念のため複数の比較サイトを利用した

り、候補とした小売事業者のウェブサイトでも直接確認したりすると安心です。

なお、比較サイトで試算をする際も、「**選択をする際のポイント ③料金**」に記載したとおり、1年分(12カ月分)の使用量で試算することが勧められ、試算前提の確認も必要です。

事業者に求められること

「**選択をする際のポイント ①契約条件、②セット割引等、③料金**」で述べた事項は、消費者が容易に確認できず、理解しづらい事項といえます。消費者保護の観点および消費者がおのこの家庭に合った小売事業者・料金メニューを選択できるよう、小売事業者は、媒介・とりつぎ取次・代理業者を含めて、これらについての正確で分かりやすい情報提供が求められます。

また、前記の「**④電源構成等**」の開示や「**⑤省エネに関する情報提供**」についても事業者の積極的な対応が期待されます。比較サイトの制作・運営事業者においても、信頼性の確保や向上が求められます。

小売営業に関する指針をまとめた「電力の小売営業に関する指針」*⁶、「ガスの小売営業に関する指針」*⁹や、小売事業者の省エネ情報提供のあり方などをまとめた「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」*¹⁰を確認していただきたいと思います。

小売全面自由化以降、不実告知などの特定商取引法違反による行政処分を受けた事業者や、逮捕された事業者が存在します。これらの行為は消費者にとって不利益をもたらすだけではなく、小売事業者全体の信頼を損ないかねません。小売事業者には関連法規則の^{じゆんしゆ}遵守を改めて徹底することが求められます。

* 9 <https://www.emsc.meti.go.jp/info/guideline/pdf/20190930.pdf>

* 10 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/others/pdf/energy_kouri_guideline.pdf